

官報
號外
昭和二十八年七月

号外 昭和二十八年七月十七日

司法試験法の一部を改正する法律案
可決報告書

労働金庫法案可決報告書

海上運送法の一部を改正する法律案
可決報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

同日内閣總理大臣から去る十五日議長
る法律

昭和二十八年七月十七日(金曜日)午前
十時三十四分開議

議事日程 第二十二号

午前十時開議

第一 労働金庫法案（栗山良夫君）

外十三名発議（委員長報告）

正令不法律案（内閣提出 異議院送付）
第三 地方公共団体の負担金の納
院送付）
（委員長報告書

付の特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四 木船再保險特別會計法案
(委員長報告書)

(內閣提出、衆議院送付)
(委員長報告)

第五 漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じ

た損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法

律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六 印刷司特別会計法等の一部

衆議院送付) を改正する法律案(内閣提出、委員長報告)

第七 消防施設強化促進法案（内閣提出、衆議院送付）

(委員長報告)

昭二十八年七月十七日 参議院会議録第二十三号 議長の報告

議長の報告

予算委員	宮本 邦彦君	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
同日議員栗山良夫君外十四名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。	特需工場労働者等の地位改善に関する議案	同内閣から予備審査のため左の議案を提出した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案	同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。	同内閣から予備審査のため左の議案を提出した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。
海事代理士法の一部を改正する法律案	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。	同内閣から予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
労働金庫法案（栗山良夫君外十三名発議）	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
輸出信用保険法の一部を改正する法律案可決報告書	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案可決報告書	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
農業災害補償法の一部を改正する法律案修正議決報告書	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
消防施設強化促進法案可決報告書	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
少年法及び少年院法の一部を改正する法律案可決報告書	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。	同日議長は、予備審査のため左の議員提出案を衆議院に送付した。
航空機抵当法	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
離島振興法	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
臨時賃貸等改善助成利子補給法	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
青少年問題協議会設置法	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
厚生省設置法の一部を改正する法律	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
大蔵省設置法の一部を改正する法律	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
航空機抵当法	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方財政法の一部を改正する法律
地方行政委員会に付託
社会保険審査官及び社会保険審査会
法案
医師等の免許及び試験の特例に関する法律案
厚生委員会に付託
学校教育法等の一部を改正する法律
案
文部委員会に付託
道路運送法の一部を改正する法律
案
運輸委員会に付託
旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法及び国家公
務員共済組合法の一部を改正する法
律案
法律

如何なる場所においても雇用してはならないし、又既に雇用した者と雖も解雇しなければならない」とつておる。又、米軍と日本政府との間に締結せられた労務基本契約中には、人事条項といたしまして、第七条に次のように記わられておるのでござります。「契約に基いて契約者が提供する人員は、契約担当官の監督指揮管理並びに承認を受ける。契約担当官において契約者が提供した、ある人物を引続き雇用することが、米国政府の利益に反すると認める場合には、即時その職を免じ、その雇用を終止する」というのであります。

この人事条項の改訂については、米軍と日本政府間の労務基本契約は昨年六月に失効しておりますが、改訂について日米の協議が調わないために、今日まで從前まま一ヶ月ごとに更新しているのでござります。

今後の見通しについて申上げますと、去る七月七日富士自動車株式会社の追浜工場を視察し、米軍側と懇談をいたしました際、労働顧問ドウティ氏が個人の見解として語ったところによりますと、「労務基本契約は未だ協議中であること、人事条項に関する草案は外務省の係官に渡してあること、又それは労働政策訓令五項目からなつておる」と、そのうち二項目は保安解雇についてであることを、その二項目のうち一つは解雇、他は苦情処理であり、解雇については例を挙げて示し、苦情処理については特別な機関を設ける」ということでございました。が併し、一方、米国と日本政府との間の労務基本契約は以上の通りであります。民間特需会社については米国側から次のように

改しておる。請負業者は次の事項に同意する。

A、請負業者は次の事項に同意する。
（1）スペイ行為、怠業若しくは破壊活動が現に行われているか又はその虞れがある場合には、速やかに右に記して入手している

情報の一別を完全な秘密報告書にしたためて契約担当官に提出すること。
（2）文書による要求があつた場合、本契約による業務を実施中の工場、製作所若しくは作業場に勤務するいずれかの請負業者従業員について入手している一切の情報を契約担当官に提出すること。

（3）保安維持上、契約担当官又は同官の正式代理者が書類を以て指名するものを、本契約による業務を実施中の工場、製作所、作業場或はこれら的一部から追放し、又は右のものの追放に當つて政府を援助すること。

B、請負業者が本契約による業務の遂行又は役務の提供の目的で配する従業員、使用者若しくは役員について、契約担当官がその採用を拒否するよう又は解雇するよう書類をもつて請負業者に通告したのちは、請負業者はその組織内の担当部長の意見をも徴したのでござりますが、いずれも全員口を揃えて本契約の撤廃又は緩和を要望いたしたのを拘束しない建前になつてゐるにもかかわらず、實際には次のように好ましくない点がござります。

又、請負業者従業員の識別につきましては、

請負業者は各従業員にそれべ適切な識別用バッジを支給するものとする。

各従業員は、職場において就業中又は識別を必要とするその他の時期並びに場所において、當時バッジを着用するものとし、而も識別的に副うよう、はつきり見え

ならない。

請負業者は、契約担当官若しくは同官の正式代理者が要求する場合、提供した人員すべての指紋、写真或いは個人の識別に役立つその他のものは、人員が引続いて契約業務に従事し得るための必要な条件としてとるものとする。

又、経営者にとつても次のような好ましくない点がござります。

一、情報提供の義務を怠つたという理由を以て請負契約を解除される犯罪人親され、名誉を傷けられる

ことになること、

二、スペイ行為、怠業、破壊活動などを繰り返すための私懲罰的な活動を強制されること、

三、指紋を取られることによつて、強化を要請され

き労働組合活動を制限することに

なること、
請負業者は各従業員にそれべ適切な識別用バッジを支給するものとする。
二、人事条項中の解雇の規定は解雇約款とは解されていないのでありますけれども、実際には理由不明の解雇を強制されること、
三、指紋を取られることによつて、犯罪人親され、名誉を傷けられることになること、
又、経営者にとつても次のような好ましくない点がござります。
一、情報提供の義務を怠つたといふ理由を以て請負契約を解除される犯罪人親され、名誉を傷けられることになること、
二、スペイ行為、怠業、破壊活動などを繰り返すための私懲罰的な活動を強制されること、
三、経営者は契約担当官の指示に従つて情報入手するため、労務管理の自主性を失うこと、
以上によつて、強化を要請されいる人事条項の内容について御了解を願えたことと存じます。この人事条項を含む契約の性格について次に申上げます。
米軍と日本政府との労務基本契約は、日本政府が労働者を雇用して米軍業務を実施中の工場、製作所、作業場或はこれら的一部から追放し、又は右のものの追放に被るたままで、労働顧問ドウティ氏が個人の見解として語ったところによりますと、「労務基本契約は未だ協議中であること、人事条項に関する草案は外務省の係官に渡してあること、又それは労働政策訓令五項目からなつておる」と、そのうち二項目は保安解雇についてであることを、その二項目のうち一つは解雇、他は苦情処理であり、解雇については例を挙げて示し、苦情処理については特別な機関を設ける」ということでございました。

労働委員会において、三回に亘り、関係の労働組合及び関東特需労働組合協議会の代表者の意見を開き、又、特需会社の責任者及び日本経済団体連盟の担当部長の意見をも徴したのでござますが、いずれも全員口を揃えて本契約の撤廃又は緩和を要望いたしたのを拘束しない建前になつてゐるにもかかわらず、実際に次のように好ましくない点がござります。

又、請負業者従業員の識別につきましては、

一、人事条項があるために、職場の空気が不明朗となり、自由なるべ

以上となるように努めなければならない。

(定款の作成)

第二十三条 発起人は定款を作成し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(創立総会)

第二十四条 発起人は、定款作成後、会員になろうとするものを募り、定款を会議の日時及び場所とともに公告して創立総会を開かなければならぬ。

第二十五条 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

第二十六条 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

第二十七条 発起人による定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

第二十八条 発起人による定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。

第二十九条 会員（個人会員を除く。）たる資格を有するもので創立総会の会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たるもの（以下「予定会員」といふ。）は、創立総会の議事につき当該予定会員を代表する者（以下「創立総会代議員」という。）を創立総会に出席させ、その者によつて議決権を行うことができる。その場合において創立総会代議員は、その代表権を証する書面を創立総会に差し出さなければならぬ。

第三十条 創立総会の議事は、予定会員の半数以上の創立総会代議員が出席して、大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない。

して、その議決権の三分の一以上

の多数で決する。

一 理由書
二 定款

第三十一条 業務方法書（その記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。）

第三十二条 第二百四十九条を準用する部分を除く。及び第一百五十三条（第二百四十九条を準用する部分を除く。）（株主総会の決議の取消又は無効）の規定を適用する。

第三十三条 第二十六条（理事への事務引継）の規定により引き継がなければならぬ。

第三十四条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第三十五条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第三十六条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第三十七条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第三十八条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第三十九条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十一条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十二条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十三条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十四条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十五条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十六条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十七条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十八条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第四十九条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第五十条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

第五十一条 第二十九条（金庫の設立についての規定）の規定によつて成立する。

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額並びにその払込の時期及び方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 満備金の積立の方法

十 役員の定数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 金庫の負担に帰すべき設立費用

十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

十五 定款の変更是、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならぬ。

十六 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

十七 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

十八 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

十九 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十一 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十二 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十五 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十六 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十七 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十八 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三 役員は、総会の議決によつて、代議員のうちから選任する。但し、設立当初の役員は、創立総会代議員のうちから選任する。

四 前項の規定は、定款に別段の定がある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。但し、その数は、理事にあつては定数の五分の一をこえてはならない。

五 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

六 会員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額並びにその払込の時期及び方法

八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

九 満備金の積立の方法

十 役員の定数及びその選任に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

十三 金庫の負担に帰すべき設立費用

十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

十五 定款の変更是、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならぬ。

十六 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

十七 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

十八 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

十九 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十一 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十二 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二十五 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

一 理由書
二 定款

三 業務方法書（その記載事項は、預金、貸付その他の業務の種類並びに預金利子及び貸付利子の計算その他の業務の方法とする。）

四 事業計画書（その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。）

五 創立総会の議事録

六 会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面

七 登記簿の謄本

八 最近の日計表

九 役員の履歴書

一〇 登記簿の謄本

一一 事業年度

一二 公告の方法

一三 金庫の負担に帰すべき設立費用

一四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

一五 定款の変更是、大蔵大臣及び労働大臣の認可を受けなければならぬ。

一六 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

一七 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

一八 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

一九 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二〇 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二一 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二二 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二五 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二六 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二七 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二八 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

二九 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三〇 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三一 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三二 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三四 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三五 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三六 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三七 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三八 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

三九 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

四〇 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

四五 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

(総会招集の手続)

第四十九条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第五十条 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその会員の当該金庫の地区内における事務所又は住所(その会員が別に通知又は催告を受ける場所を金庫に通知したときは、その場所)にあれば足りる。但し、個人会員に対する総会招集の通知は、定款の定めるところにより、会日の十日前までに、公告することをもつて代えることができる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したるもののみます。

(総会の議決事項)

第五十一条 第十七条第二項(除名)、第三十四条第三項(役員の選任)、第三十九条第二項(決算関係書類の承認)、第四十一条第一項(役員の解任)、第五十五条第二項(総代の選任)、第六十二条第一項及び第二項(合併及び事業の譲渡又は譲受)、第六十三条(合併における設立委員の選任)及び第六十七条(解散)に規定する事項の外、左の事項は、総会の議決を経なければならない。

一定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 每事業年度の事業計画の設定

四 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第五十二条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席した代議員(臨時代議員を含む)の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十九条(総会招集の手続)の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。但し、定款で別段の定をしたときは、この限りでない。

(特別の議決)

第五十三条 左の事項については、総会員(個人会員を除く)の半数以上の代議員(臨時代議員を含む)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

2 一定款の変更

二 解散又は合併

三 会員の除名

四 事業の全部の譲渡

(商法の適用)

第五十四条 総会については、商法第二百三十三条(総会の招集の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係者の譲渡)、第二百三十九条第五項、第二百四十四条(総会の議事録)、第二百四十七条、第二百四十八条、第二百五十条、第二百五十二条(第二百四十九条を準用する部分を除く)及び第二百五十三条(第二百四十九条を準用する部分を除く)の規定

会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(総会の議事録)、第二百四十七条(解散)に規定する事項の外、

左の事項は、総会の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 規約の設定、変更又は廃止

三 每事業年度の事業計画の設定

四 その他定款で定める事項

十二条にあるのは「労働金庫法第四十九条」と、同法第一百四十七

条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「労働金庫法第五十三条(同法第六十三条に於て準用する場合を除いて)」と読み替えるものとする。

間以内に、財産目録及び賃借対照表を作らなければならない。

2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対し、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者以外の知れていふ債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定期間は、一月を下つてはならない。

第五十七条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 金庫の出資一口の金額の減少について、商法三百八十六条(第二百四十九条を適用する部分を除く)。(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。

3 金庫の事業

第五十八条 金庫は、左の業務及びこれに附隨する業務を行うものとする。

1 会員に対する有価証券の保険預り

2 国、地方公共団体その他當利を目的としない法人の預金の受入

3 労働金庫連合会は、第一項の業務の外、左の業務をあわせ行うことができる。

六 第四号に掲げるものに対する資金の貸付

5 総代については、総会に開する規定を準用する。但し、役員(補欠の役員を除く)、総代(補欠の総代を除く)若しくは第六十三条(合併手続)の規定による設立委員を選任し、又は第五十三条第二号(解散又は合併)若しくは第四号(事業の全部の譲渡)に掲げる事項について、議決することができない。

7 第五章 事業

第六十条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

一 会員のためにする有価証券の保護預り

二 住宅金融公庫、国民金融公庫その他の大臣の指定する金融機関の業務の代理

三 国、地方公共団体その他當利を目的としない法人の預金の受入

四 会員(個人会員を除く)を構成するものの預金又は定期預金の受入

5 前号に掲げるもの(法人又は団体を除く)又は個人会員と生計を一にする配偶者その他の親族の預金又は定期預金の受入

6 第四号に掲げるものに対する資金の貸付

7 第六章 経理

8 第五十九条 金庫の事業年度は、四月から翌年三月までとする。但し、定款で四月から九月まで及び十月から翌年三月までと定めたときは、その定による。

9 第六章 経理

10 第六十一条 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の百分の十に相当する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。

11 第六章 経理

12 第六章 経理

13 第六章 経理

14 第六章 経理

15 第六章 経理

16 第六章 経理

17 第六章 経理

18 第六章 経理

19 第六章 経理

20 第六章 経理

21 第六章 経理

22 第六章 経理

23 第六章 経理

24 第六章 経理

25 第六章 経理

26 第六章 経理

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(剩余金の配当)

第六十一条 金庫は、損失をてん補し、前条第一項の準備金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

2 剩余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剩余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

第七章 合併及び事業の譲渡

又は譲受

(合併及び事業の譲渡又は譲受) 第六十二条 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行若しくは他の金庫に譲り渡すことができる。

2 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

3 前二項の合併又は事業の譲渡若しくは譲受については、大臣の認可を受けなければならない。

4 金庫の合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受については、第五十六条及び第五十七条(出資一口の金額の減少)の規定を準用する。

第六十三条 合併によつて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ独立するにあつて会員(個人会員を除く)においては、各金庫がそれぞれ設立する。

く。の代議員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、設立された金庫において、その会員してはならない。

2 剩余金の配当は、定款の定めたところにより、会員の金庫の事業の利用分量又は出資額に応じてしなければならない。

3 出資額に応じてする剩余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。

2 前項の規定による役員は、設立された金庫において、その会員してはならない。

(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

第六十六条 金庫は、その事業の全部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 前項の公告があつたときは、同一項の金庫の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七条规定(指名債権譲渡の対抗要件)の規定による確定日附のある証書による通知があつたものとみなす。

2 この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

2 第八章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十七条 金庫は、左の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 合併

三 破産

四 定款で定める存続期間の満了

又は解散事由の発生

五 事業の全部の譲渡

六 事業免許の取消

(商法等の準用)

第六十八条 金庫の解散及び清算について、商法第一百六十六条(清算中の会社の存続)、第一百二十四条(清算人の職務権限)、第一百一十五条(清算期に至らない債務の弁済)、第一百一十九条第二項及び第一百六十二条第二項中「六ヶ月前ヨリ引続キ發行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總会員(個人会員ヲ除ク)ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員(個人会員ヲ除ク)」と読み替えるものとする。

(清算人の決定、清算人の職務) 第九章 登記

(設立の登記)

第六十九条 金庫は、第二十六条

及び第二百一十九条第一項及び第三項(会社代表の権限)、第一百三十一条(財産の社員への分配)、第四百七十七条から第四百二十四条まで

(清算人の決定、清算人の職務) 第四百一十六条(清算人の解任)及び第四百二十七条(清算の終了)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条ノ八

(管轄裁判所)、第一百三十七条から第七十条(会社の合併)及び第六十九条(金庫の合併)について、その会員の選任、解任)及び第一百三十八条(取締役の選任、解任)並びに商法第二百五十四条(清算人に対する報酬)の規定を

金庫の清算人については、第三十一条から第四十一条まで(理事の責任、定款その他の書類の備付等)、(清算人に対する報酬)の規定を

第七十条(会社の合併)及び第六十九条(金庫の合併)について、その会員の選任、解任)及び第一百三十八条(取締役の選任、解任)並びに商法第二百五十四条(清算人に対する報酬)の規定を

第六十一条(取締役と会社との關係)、第二百五十四条ノ一(取締役の業務)、第二百五十九条から第二百六十一条ノ二まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)、第二百六十五条(取締役と会社間の取引)、第二百六十七条(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)、第二百六十八条(取締役と会社間の取引)、第二百六十九条から第二百七十一条(株主の差止請求権)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「労働金庫法第六十八条ニ於テ準用スル同法第三十九条第二項」と、同法第四百二十二条(取締役の職務)及び第五十条(取締役の職務)の規定を準用する。

2 金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

2 (従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に

2 (従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にそ

2 (従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地において新たに従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 (従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたことを登記し、他の従たる事務所の所在地において新たに従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 (従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたことを登記し、他の従たる事務所の所在地において新たに従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 (従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたことを登記し、他の従たる事務所の所在地において新たに従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 (従たる事務所の新設の登記)

第七十条 金庫の設立後従たる事務所を設けたことを登記し、他の従たる事務所の所在地において新たに従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

2 一 名称
二 事業
三 地区
四 事務所
五 出資の一口の金額、総口数及び種類

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由は、その規定

七 役員の氏名及び住所
八 金庫を代表すべき理事の氏名
九 数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

五 出資の一口の金額、総口数及び種類

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由は、その規定

七 役員の氏名及び住所
八 金庫を代表すべき理事の氏名
九 数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

五 出資の一口の金額、総口数及び種類

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由は、その規定

七 役員の氏名及び住所
八 金庫を代表すべき理事の氏名
九 数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

五 出資の一口の金額、総口数及び種類

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由は、その規定

七 役員の氏名及び住所
八 金庫を代表すべき理事の氏名
九 数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

五 出資の一口の金額、総口数及び種類

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由は、その規定

七 役員の氏名及び住所
八 金庫を代表すべき理事の氏名
九 数人の理事が共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

五 出資の一口の金額、総口数及び種類

い。

に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

2 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

の所在地において新たに従たる事務所の従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

い。

に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

2 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

の所在地において新たに従たる事務所の従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

い。

に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

2 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

の所在地において新たに従たる事務所の従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

い。

に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

2 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

の所在地において新たに従たる事務所の従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄

の所在地において新たに従たる事務所の従たる事

務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第七十一条 金庫が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければ足りる。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

2 (清算の登記)

第七十二条 前二条に規定するもの以外、第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしてなければならない。

2 第六十九条第二項第五号の事項中出資の総口数及び総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にすれば足りる。

(参事の登記)

第七十三条 金庫が參事を選任したときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、參事

の氏名及び住所、参事を置いた事務所並びに数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、また同様とする。

二条第一項(変更の登記)の規定を準用する。

(清算結了の登記)

第七十七条 金庫の清算が結了したときは、清算結了の日から、主なる事務所の所在地においては二週間に内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七十四条 金庫が解散したときは、合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(合併の場合における登記)

第七十五条 金庫が合併するときは、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する金庫については合併の登記を、合併によつて消滅する金庫については解散の登記を、合併によつて成立する金庫については第六十九条第二項(設立の登記の記載事項)の事項の登記を、それぞれしなければならぬ。

2 各登記所に、労働金庫登記簿及び労働金庫連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十六条 金庫の設立の登記は、役員の全員の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、定款、役員たることを証する書面、代表理事に関する理事会の議事録及び出資の総口数及び第二十六条(出資の払込)の規定による出資の払込のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 合併による金庫の設立の登記の申請書には、前項の書面の外、第五十六条第二項(第六十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたことを証する書面並びに異議を述べた債権者があつたときはこれに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は財産を信託したことと証する書面を添附しなければならない。

(清算の登記の申請)

第七十七条 第七十六条第一項(清算の登記)の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第七十六条第二項(清算人の変更登記)の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 第七十六条第二項(清算人の登記)の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

(清算結了の登記)

第七十八条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算結了の登記は、代表清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請書には、第六十六条の登記の申請書には参事の選任を証する書面及び数人の参事が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を証する書面を、その他の登記の申請書にはその事項を証する書面にはその事項を証する書面を添附しなければならない。

(清算の登記の申請)

第七十九条 第七十六条第一項(清算の登記)の規定による登記の申請書には、商法第四百二十七条第一項(清算事務の終了の場合における決算報告書の承認)の規定による

決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

二条第一項(変更の登記)の規定を準用する。

(清算結了の登記)

第七十条 第六十九条第三項(設立の登記)の規定による登記は、代理理事の申請によつてする。

(事務所の新設、移転及び変更の登記の申請)

二条第一項(変更の登記)の規定を準用する。

(清算の登記の申請)

第八十条 第六十九条第三項(設立の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第八十一条 第七十五条(合併の場合における登記)の規定による解散の登記は、合併によつて消滅する金庫の代理理事の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第八十二条 第七十五条(合併の場合における登記)の規定による清算の登記は、合併によつて消滅する金庫の代理理事の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第八十三条 第七十四条(解散の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第八十四条 第七十五条(合併の場合における登記)の規定による清算の登記は、合併によつて消滅する金庫の代理理事の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第八十五条 第七十六条第一項(清算の登記)の規定による登記の申請書には、清算人の登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

(清算の登記の申請)

第八十六条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代表清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第八十七条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第八十八条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第八十九条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第九十条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第九十一条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第九十二条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第九十三条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第九十四条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第九十五条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

第九十六条 第七十七条(清算の登記)の規定による清算の登記は、代理清算人の申請によつてする。

(清算の登記の申請)

(設立無効等の登記の手続)
第八十七条 金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消す。

若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第二百三十五条ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)の規定を準用する。

(登記事項の公告)

第八十八条 登記した事項は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第八十九条 金庫の登記については、非訟事件手続法第二百三十九条ノ二、第一百四十二条から第一百五十五条まで及び第一百五十四条から第一百五十七条まで(商業登記の通則)の規定を準用する。

(第十章 雜則)

(実施規定)

第九十条 大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に關しこの法律を実施するため必要な手続を定めることができる。

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

第九十一条 金庫がこの法律の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

2 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しない

ときは、その認可は効力を失う。

3 第三十条第三項(やむを得ない事由がある場合の特例)の規定は、前項の場合に準用する。

(不服の申出)

第十九条 金庫の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は金庫の運営が著しく不當であると思料する会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を大蔵大臣及び労働大臣に申し出ることができる。

2 前項の申出があつたときは、大蔵大臣又は労働大臣は、金庫に対しても、その業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第八十九条 金庫の登記については、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(登記事項の公告)

第八十八条 登記した事項は、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第八十九条 金庫の登記については、法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

(実施規定)

第九十条 大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に關しこの法律を実施するため必要な手続を定めることができる。

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

第九十一条 金庫がこの法律の規定による認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣及び労働大臣に届け出なければならない。

2 金庫がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しない

(銀行法の準用)

第十九条 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第十条(業務報告書)、第十二条(監査書)、第十八条

条から第二十二条まで(休日、払戻停止の公告及び届出、調査権、検査権、経営全命令)、第二十一条(廃業又は解散決議の認可)の規定は、前項の場合においては、当該処分を受けるもの及び利害関係人は、前項の場合は、当該処分を受けるもの及び利害関係人は、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 前項の規定は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)に正條がある場合には適用しない。

4 大蔵大臣及び労働大臣は、当該処分を受けるものが正当な理由がないときは、同項の規定を行わないで前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をすることができる。

(事業免許の取消等)

第五十五条 金庫が法令、定款又は法令に基く大蔵大臣若しくは労働大臣の命令に違反したときは、大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命じ、理事若しくは監事の改任を命じ又は事業の免許を取り消すことができる。

(権限の行使)

第五十六条 大蔵大臣及び労働大臣は、第九十四条において準用する銀行法第二十条(業務報告書又は監査書の提出)及び第二十一条(業務状況及び財産状況の検査)の場合においては、それぞれ單独にその権限を行使することを妨げない。

2 大蔵大臣及び労働大臣は、業務の停止を命ぜられた金庫に対し、その整理の状況により必要と認めるとときは事業の免許を取り消すことができる。

(職問)

第五十七条 大蔵大臣及び労働大臣は、第九十四条において準用する銀行法(以下本条及び第一百一条中「銀行法」という。)第十条の規定による業務報告書又は銀行法第十二条の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

2 前項の規定により委任することができる権限の範囲は、政令で定める。

(権限の一部の委任)

第五十八条 大蔵大臣及び労働大臣は、この法律による権限の一部を都道府県知事に委任することができる。

(職問)

第五十九条 大蔵大臣及び労働大臣は、前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をし、該処分を受けるものの出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 大蔵大臣及び労働大臣は、前項の請求があつたときは、あらかじめ当該処分を受けるものの出頭を求め

ようとするときは、あらかじめ当該処分を受けるものの出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 大蔵大臣及び労働大臣は、前項の請求があつたときは、あらかじめ当該処分を受けるものの出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならぬ。

(銀行法の準用)

第十九条 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第十条(業務報告書)、第十二条(監査書)、第十八条

当該処分を受けるものに通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の規定においては、当該処分を受けるもの及び利害関係人は、自己又は本人のために証明をし、且つ、有利な証拠を提出することができる。

4 大蔵大臣及び労働大臣は、当該処分を受けるものが正当な理由がないときは、同項の規定を行わないで前条第一項又は第二項の規定による事業の免許取消の処分をすることができる。

(第六条の規定に違反したところ)

第五十九条 大蔵大臣及び労働大臣は、第九十四条において準用する銀行法(以下本条及び第一百一条中「銀行法」という。)第十条の規定による業務報告書又は銀行法第十二条の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

2 第九十四条において準用する銀行法(以下本条及び第一百一条中「銀行法」という。)第十条の規定による監査書の提出及び第二十一条(業務状況及び財産状況の検査)の場合においては、それぞれ單独にその権限を行使することを妨げない。

2 第九十二条第三項若しくは第三十九条第二項又は銀行法第二十一条の規定による監査書の提出及び第二十二条の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

2 前項の規定により委任することができる権限の範囲は、政令で定める。

(第十一章 罰則)

第五十九条 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以

下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には、その違反行為をした金庫の役員、参事その他の職員を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一百条 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員、参事その他の職員を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 第二十七条第二項(裁判所による清算人の選任及び解任)及び第二十八条から第三十一条まで(裁判所の監督権限、検査監督官の権限)の規定は、金庫について準用する。この場合において、これららの規定中「主務大臣」とあるのは「大蔵大臣及労働大臣」と読み替えるものとする。

(第六条の規定に違反したところ)

第五十九条 大蔵大臣及び労働大臣は、第九十四条において準用する銀行法(以下本条及び第一百一条中「銀行法」という。)第十条の規定による監査書の提出及び第二十一条(業務状況及び財産状況の検査)の場合においては、それぞれ單独にその権限を行使することを妨げない。

2 第九十四条において準用する銀行法(以下本条及び第一百一条中「銀行法」という。)第十条の規定による監査書の提出及び第二十二条の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

2 前項の規定により委任することができる権限の範囲は、政令で定める。

(第十一章 罰則)

第五十九条 金庫の役員がいかなる名義をもつてするを問わず、金庫の事業の範囲外において、金庫の金銭により貸付若しくは手形の割引をし、又は投機取引のため金庫の財産を処分したときは、三年以

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律の規定に定める登記を怠つたとき。

三 第十七条第二項、第四十一条第四項又は第四十五条第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一条の規定に違反して会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第二十四条第七項若しくは第五十四条において準用する商法第一百四十四条、第四十二条若しくは第六十八条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第五十四条において準用する商法第一百四十四条、第四十二条若しくは第六十八条において準用する商法第二百六十条ノ三又は第五十四条において準用する商法第一百四十九条の規定に違反し、その結果として譲り受けた者又は貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一条第二項又は第三十

七 第三十四条第五項の規定に違反して役員の補充のために必要な手続をとらなかつたとき。

八 第三十六条の規定に違反したとき。

九 第三十八条又は第三十九条（以上の各規定を第六十八条において準用する場合を含む）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がない

のにその書類の閲覧若しくは書きを拒んだとき。

十 第四十一条（第六十八条において準用する場合を含む）又は第四十二条において準用する商法第

一百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は贈答を拒んだとき。

十一 第四十二条において準用する商法第一百七十四条第二項又は第六十八条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第六十八条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

十二 第四十六条の規定に違反したとき。

十三 第五六六条第一項若しくは第五十七条第一項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第六十二条第四項において第六十八条において準用する商法第四百十九条の規定に違反し、その結果として譲り受けた者又は貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十四 第五十六条第二項（第六十

二条第四項において準用する場合を含む）、第六十六条第一項、第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項又は銀

行法第十九条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第六十条又は第六十二条（施行期日）

十六 第六十二条第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十七 第六十八条において準用する商法第二百三十三条の規定に違

反して金庫の財産を分配したとき。

十八 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の期間を不当に定めたとき。

十九 銀行法第十二条に規定する監査書を備えて置かず、又は銀行法第二十条の規定により大蔵大臣及び労働大臣に提出しなければならない書類帳簿の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二十 第九十五条第一項又は銀行法第二十二条若しくは同法第二十九条の規定により大蔵大臣及び労働大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

二十一 第九十五条第一項又は銀行法第二十二条若しくは同法第二十九条の規定による労働金庫へ

び労働大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

二十二 第九十五条第一項又は銀行法第二十二条若しくは同法第二十九条の規定による労働金庫へ

び労働大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

二十三 第九十五条第一項又は銀行法第二十二条若しくは同法第二十九条の規定による労働金庫へ

び労働大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

二十四 第五十六条第二項（第六十

二条第四項において準用する場合を含む）、第六十六条第一項、第六十八条において準用する商

法第四百二十二条第一項又は銀

行法第十九条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

二十五 第六十条又は第六十二条（施行期日）

二十六 第六十二条第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

二十七 第六十八条において準用する商法第二百三十三条の規定に違

反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならない。

二十八 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

二十九 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十一 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十二 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十三 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十四 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十五 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十六 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十七 第六十八条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

除いて、その信用協同組合の登記簿の副本をも添附しなければならない。

三十 信用協同組合につきその主たる事務所の所在地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十一 信用協同組合につきその主たる事務所の所在地以外の地で、第五項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職權で、その信用協同組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

三十二 信用協同組合につきその主たる事務所の所在地を管轄する登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

三十三 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

三十四 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

三十五 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

三十六 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

三十七 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

三十八 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

三十九 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十一 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十二 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十三 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十四 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十五 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十六 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十七 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十八 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

四十九 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

五十 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

五十一 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

五十二 第九項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帶して損害賠償の責に任する。

役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帶して損害賠償の責に任する。

重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第五十九条第一項及び第七十五条中「第四項」を「第五項」に改める。

第八十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、当該団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の選舉を命ずる。

農業共済団体が前項の命令に違反したときは、行政庁は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

役員の全部又は一部の選舉を命ずることができる。

第八十四条第一項第二号中「共済目的 畜産業及び夏秋蚕業」を「共済目的 畜産業及び夏秋蚕業」に改める。

第一百六条中「標準として」の下に「次条第三項の規定による危険階級別に」を加える。

第一百七条第三項中「都道府県知事が」の下に「主務大臣の承認を受けた」を加え、同条第四項第一号中「通常標準被害率を基礎として」を

「通常標準被害率を基礎とし、必要な安全割増率を計算して」に改める。

第一百九条第二号中「百分の四十」を「百分の三十」に改める。

第一百十条第一号を次のように改める。

「百分の三十」に改める。

二 春蚕業について桑の発芽期から春蚕期の収穫をするに至るまでの期間、夏秋蚕業について桑の発芽期から最終蚕期の収穫をするに至るまでの期間

第百十一条に次の二項を加える。

前項の議決については、第四十一条第二項の規定を準用する。

於て準用スル場合ヲ含ム)」を削り、第四条中「第十三条ノ四」を「第十三条ノ三」に改める。

昭和二十九年産の要及び春蚕についての農業災害補償法及び農業共済再保険特別会計法の規定の適用については、なお從前の例によること。

5 昭和二十九年産の要及び春蚕についての農業災害補償法の一部を改正する。

第六条第一項の規定を削除修正して議決し、當ておりました被害程度の低い地域につきましての共済拠金の合理化が前進することとなります。

第二は、農作物共済及び春蚕共済の共済金額の選択についてでありまして、被害の危険階級ごとに選択することができることとなりました。

第三は、春蚕共済の共済目的の改正であります。

第四は、春蚕共済の各春蚕期別に保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができることとなりました。

第五は、春蚕共済の各春蚕期別に

これまでには、先に成立いたしました

法律案は農業災害補償制度実施五

年につきまして、農林委員会におきま

する審査の経過及び結果を御報告いた

します。

本法律案は農業災害補償制度実施五

年につきまして、農業災害補償制度

に資せんとする趣旨を以て提案された

ものであります。その骨子といなし

ますところは、先に成立いたしました

改正後の農業災害補償法第十二

条第一項第一号及び第一百六条の規

定は、水稻、陸稻及び春蚕につい

ては昭和二十八年産のものから、

麦については昭和二十九年産の

ものから適用する。

改正後の農業災害補償法第十二

条第一項第一号の規定は、昭和二

十八年産の水稻、陸稻、麦及び春

蚕から適用する。

しては、農家四六・六%、国庫五三・四%のものが、農家四〇・四%、国庫五九・六%となり、春蚕共済につきましては、農家四八・一%、国庫五一・九%となると言われば、一般的に農家の負担が軽減せられ、更に、とかく問題となつております。

なお、衆議院農林委員会においては、本法律案の採決に当たりまして現行農業災害補償制度の基本的性格に対する批判は無視できない。然るに今回

政府から提出せられた改正法律案は根本的な検討をえたものでないことは甚だ遺憾である。政府は這般の事情を認

めておりました被害程度の低い地域につきましての共済拠金の合理化が前進することとなります。

第二は、農作物共済及び春蚕共済の共済金額の選択についてでありまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第三は、春蚕共済の共済目的の改

正であります。

第四は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第五は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第六は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第七は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第八は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第九は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第十は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

なお、衆議院農林委員会においては、本法律案の採決に当たりまして現行農業災害補償制度の基本的性格に対する批判は無視できない。然るに今回

政府から提出せられた改正法律案は根本的な検討をえたものでないことは甚だ遺憾である。政府は這般の事情を認

めておりました被害程度の低い地域につきましての共済拠金の合理化が前進することとなります。

第二は、農作物共済及び春蚕共済の共済金額の選択についてでありまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第三は、春蚕共済の共済目的の改

正であります。

第四は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択することができるこ

とになります。

第五は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第六は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第七は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第八は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第九は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第十は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

なお、衆議院農林委員会においては、本法律案の採決に当たりまして現行農業災害補償制度の基本的性格に対する批判は無視できない。然るに今回

政府から提出せられた改正法律案は根本的な検討をえたものでないことは甚だ遺憾である。政府は這般の事情を認

めておりました被害程度の低い地域につきましての共済拠金の合理化が前進することとなります。

第二は、農作物共済及び春蚕共済の共済金額の選択についてでありまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第三は、春蚕共済の共済目的の改

正であります。

第四は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第五は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第六は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第七は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第八は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第九は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第十は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

なお、衆議院農林委員会においては、本法律案の採決に当たりまして現行農業災害補償制度の基本的性格に対する批判は無視できない。然るに今回

政府から提出せられた改正法律案は根本的な検討をえたものでないことは甚だ遺憾である。政府は這般の事情を認

めておりました被害程度の低い地域につきましての共済拠金の合理化が前進することとなります。

第二は、農作物共済及び春蚕共済の共済金額の選択についてでありまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第三は、春蚕共済の共済目的の改

正であります。

第四は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第五は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第六は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第七は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第八は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第九は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第十は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

なお、衆議院農林委員会においては、本法律案の採決に当たりまして現行農業災害補償制度の基本的性格に対する批判は無視できない。然るに今回

政府から提出せられた改正法律案は根本的な検討をえたものでないことは甚だ遺憾である。政府は這般の事情を認

めておりました被害程度の低い地域につきましての共済拠金の合理化が前進することとなります。

第二は、農作物共済及び春蚕共済の共済金額の選択についてでありまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第三は、春蚕共済の共済目的の改

正であります。

第四は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第五は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第六は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第七は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

第八は、春蚕共済の各春蚕期別に

保険の建前になつておりましたが、これを改めまして、被害の危険階級ごとに選択する能够在

ることは認められません。

この法律は、公布の日から施行し、本則第一項の規定は、昭和二十八年度以後に國が直轄で行う事業についての負担金の納付から適用する。

再保險料の払いもどし金(以下「再保險料の払いもどし金」という)、
借入金の償還金及び利子、一時借
入金の利子、事務取扱費その他の
諸費をもつてその歳出とする。
(歳入歳出予定計算書の作製及び
送付)

第四条 運輸大臣は、毎会計年度、
この会計の歳入歳出予定計算書を
作製し、大蔵大臣に送付しなけれ
ばならない。

前項の歳入歳出予定計算書に
は、左の書類を添附しなければな
らない。

一 前前年度の貸借対照表及び損
益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸
借対照表及び予定損益計算書

第三条 この会計において、毎会計
年度における歳入歳出の決算上剩
余金を生じたときは、これをそ
翌年度の歳入に繰り入れるものと
する。

(歳入歳出決定計算書の作製及び
送付)

第九条 運輸大臣は、毎会計年度、
歳入歳出予定計算書と同一の区分
の損益計算上損失を生じたとき
は、その損失については、積立金
を減額して整理するものとする。
但し、その損失の額が積立金の額
を超過するときは、その超過額
を、積立金がないときは、その損
失の額をそれぞれ損失の繰越とし
て整理するものとする。
(剩余金の繰入)

(借入金)

第十二条 この会計において、再保険金及び再保険料の払い戻し金を支分するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

第十三条 前項の規定により借入金をすることができる金額は、再保険料をもつて再保険金及び再保険料の払い戻し金を支分するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

上現金に不足があるときは、この会計において、一時借入金をすることができる。

前項の規定による一時借入金

翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、第一項の規定にとどまる繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定によると予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

政令で定めるところにより、当該地方公共団体の発行する地方債の証券（港務局の発行する債券を含む。）をもつて納付させることができることとする。

木船再保險特別会計法案

(設置)

第一条 木船再保險法(昭和二十九年法律第一号。以下「法」といふ。)による木船再保險事業に関する政府の經理を明確にするため、木船再保險特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

(管理)

第二条 この会計は、運輸大臣が、

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算是、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の予算には、第四条第一項に

により、この会計の歳入歳出決算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算計算書には、
当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。
(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、前条

は、当該年度内において償還しなければならない。
（借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務）

第十四条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入及び償還等の事務は、大蔵大臣が行ふ。

（国債整理基金特別会計への繰入等の事務）

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定によ

昭和二十八年七月十七日 参議院会議録第二十三号
地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案外三件

昭和二十八年七月十四日

十万三千円であるが、昭和二十八年度分から発行されることとなる地方債の利子との權衡等を勘案し、延滞利子を付することができることにしようとしたのである。昭和二十七年度以前の未納付金については、納付計画を立てさせて納付の促進を図り、而も滞納となるものについては延滞利子を付することとするので、納付計画を立てるに当り十分調整するようにしてほしい」と弁がありました。その他の詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に木船再保険特別会計法案について申上げます。

今国会において、先に可決されまし

た木船再保険法案によりますと、現在

船主相互保険組合法に基いて行われて

おります木船相互保険組合の、木船保

險の健全な発達を図るために、政府の

木船再保険事業を規定しております

が、本案はこの法律が施行された場

合、木船再保険事業に関する経理を明

確にいたしますために、一般会計と区

分して経理することとし、新たに木船

再保険等特別会計を設置しようとする

ものであります。

内容の概略を申上げますと、この特

別会計は、再保険料、再保険金の支払

を受けた組合が委付等によつて取扱し

た権利の行使によつて得る金額の一定

割合の納付金、一般会計から繰入れる

業務執行経費の相当額、借入金及び附

属雑収入を以て歳入とし、再保険

金、再保険料の払戻金、借入金の償還

金及び利子、一時借入金の利子、事務

費用を以て歳出とし、損益計算

上、利益を生じた場合の積立金への組

入、損出を生じた場合の積立金によ

る整理及び繰越、歳入歳出決算上剩

余を生じた場合の翌年度の歳入への

繰入れ、余裕金の資金運用部への預

託、再保険金等の払戻金の支弁上必要

ある場合の借入金等について規定する

ほか、予算、決算の作成及び提出等に

ついて、特別会計に必要な規定を設け

ようとするものであります。

委員会における審議の詳細は速記録

によつて御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結

果、全会一致を以て原案通り可決すべ

きものと決定いたした次第であります。

次に印刷局特別会計法等の一部を改

正する法律案について申上げます。

印刷局、造幣局、国有林野事業、ア

ルコール專売事業及び郵政事業の各特

別会計に所属する職員で、公共企業体

等労働関係法の適用を受ける者の給与

は、その総額が予算総則に定める給与

の総額を超えてはならないこととなつ

補てんするための一般会計からする繰

入金に関する法律の一項を改正する法

律案について申上げます。

次に、漁船再保険特別会計における

漁船再保険事業について生じた損失を

補てんするための一般会計からする繰

入金に関する法律の一項を改正する法

律案について申上げます。

漁船損害補償法の規定に基く特殊保

険につきましては、最近、拿捕、扣留

等の保険事故が異常に発生し、昭和二

十七年四月一日から同年十一月三十日

の間におきましたも、かかる保険事故

の発生のため、漁船再保険特別会計の特

殊保険勘定における再保険金の支払い

が増加し、損失を生じましたので、先

般第十五回国会において成立いたしまし

りまして、昭和二十八年度において一

般会計から五千万円を限り繰入金をな

し、この損失を補填する措置を講じた

のであります。而して、その後、本年三

月までの期間に、引続いて特殊保険の

裁定の趣旨に則り、五つの特別会計に

所属する職員に対しても、かかる措置を

取扱費等を以て歳出とし、損益計算

上、利益を生じた場合の積立金への組

入、損出を生じた場合の積立金によ

る整理及び繰越、歳入歳出決算上剩

余を生じた場合の翌年度の歳入への

繰入れ、余裕金の資金運用部への預

託、再保険金等の払戻金の支弁上必要

ある場合の借入金等について規定する

ほか、予算、決算の作成及び提出等に

ついて、特別会計に必要な規定を設け

ようとするものであります。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結

果、全会一致を以て原案通り可決すべ

きものと決定いたした次第であります。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結

昭和二十八年七月十七日 参議院会議録第二十三号 司法試験法の一部を改正する法律案外一件

第六条 内閣總理大臣は、市町村

いて、左の各号の一に記載する事由があるときは、当該市町村に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

これが、おまえの心事である。

この法律は
公布の日から施行す

○内村清次君登壇、拍手
内村清次君 只今議題となりました
消防施設強化促進法案について、地
行政委員会における審議の経過並びに
結果について御報告いたします。

設の購入又は設置の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

三 前各号の外、内閣總理大臣の指示に違反したと認められるとき。

前項の規定により内閣總理大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村長に対し、明のため意見を述べ、及び当該市町村のため有利な証據を提出する機会を与えるなければならない。

(指示監督)

第七条 内閣総理大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受けたる市町村の長に対して、消防施設の購入若しくは設置について必要な指示を行ひ、報告書の提出を命じ、又は部下の職員をして当該補助金の

応答を重ねましたが、その詳細については会議録によつて御承知をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。決議委員長郡城一君。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

司法試験法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十八年七月八日

衆議院議長 堀 康次郎

参議院議長 河井彌八殿

司法試験法の一部を改正する法律案
司法試験法の一部を改正する法律
司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項各号を次のように改める。
一 罷法
二 民法
三 商法
四 刑法
五 民事訴訟法
六 刑事訴訟法
七 行政法
八 破産法
左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

国際私法
刑事政策
第六条第一項中「民法」の下に「商法」を加え、「五科田」を「六科田」に改める。
第十一条第一項中「[百田]」を「五百田」に、「五百田」を「千田」に改める。
第十三条第一項中「弁護士会」を「日本弁護士連合会」に改める。
附則第四項中「第六条を「第六条第一項及び第二項」に、「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目」を「左の四科田」に改め、同項に次る各号を加える。
一 署法
二 刑法
三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
附 則
この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕
少年法及び少年院法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和二十八年七月八日
衆議院議長 池田 康次郎
参議院議長 河井彌八郎

國際私法
刑事政策

法」を加え、「五科田」を「六科田」に改める。
第十一一条第一項中「[百田]」を「五百田」、「百田」を「千田」に改める。

附則第四項中「第六条」と「第六条並びに第一項及び第二項」に「憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目を「左の四科目」に改め、同項に次

の各長を含む
一 憲法
二 刑法
三 民法及び商法のうち受験者の
あらかじめ選択する一科目

四
民事訴訟法及び民事訴訟法上
うち受験者のあらかじめ選択する
一科目
附 則

〔審査報告書は都合により附録なし
掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議長 堤 康次郎
參議院議長河井彌八殿

ないと認める旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡を命ずることができな
い。但し、第二条第六号の場合に
関し引渡条約別段の定がある場合において、同条同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことが
できず、又は引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後、同条同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

の場所、引渡しの期限及び発付の年月日を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

第十七条 東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けた場合において、逃亡罪人が拘禁許可状により拘禁され、又はその拘禁が停止されているときは、逃亡罪人が拘禁され、又は停止されるまで拘禁されていた監獄の長に対し、引渡状を交付して逃亡罪人の引渡しを指揮しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けたときは、東京高等検察庁の検察官として拘禁状により逃亡罪人を拘禁させなければならない。

3 前項の拘禁状は、東京高等検察庁の検察官が発する。

4 第六条及び第七条の規定は、拘禁状による逃亡罪人の拘束について適用する。

5 東京高等検察庁検事長は、拘禁状により拘束された逃亡罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、その監獄の長に対し引渡状を交付して逃亡罪人の引渡しを指揮するとともに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

第六十八条 法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第五項又は第二十二条第六項の規定による報告があったときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡罪人を引き渡すべき場所に拘束した旨及び引渡しの期限を通知しなければならない。

第十九条 外務大臣は、第十六条第

三項の規定による受領許可状の送付を受けたときは、直ちに、これを引渡を請求した締約国に送付しなければならない。

外務大臣は、前条の規定による通知を受けたときは、直ちに、その内容を締約国に通知しなければならない。

第二十条 第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡の指揮を受けた監獄の長は、締約国のお意から受領許可状を示して逃亡犯罪人の引渡を求められたときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならぬ。

監獄の長は、引渡の期限内に前項の規定による引渡の求がないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察廳検事長に報告しなければならない。

(締約国の官憲による逃亡犯罪人の護送)

第二十一条 前条第一項の規定により、逃亡犯罪人の引渡を受けた締約国の官憲は、すみやかに、逃亡犯罪人を締約国内に護送するものとする。

(拘禁の停止)

第二十二条 東京高等検察廳の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。

第十七条第一項の規定により法務

大臣から東京高等検察厅検事長に
対して引渡状の交付があつたときは
は、拘禁の停止を取り消さなければ
ばならない。

3 東京高等検察厅の検察官は、前項
の規定により拘禁の停止を取り消
したときは、検察事務官等に逃亡犯
罪人の拘束をさせることができる。

4 前項の規定による拘束は、拘禁
許可状の謄本及び東京高等検察厅
の検察官が作成した拘禁の停止を
取り消した旨の書面を逃亡犯罪人
に示した上、これを拘禁すべき監
獄に引致して行う。

5 前項の書面を所持しないためこ
れを示すことができない場合にお
いて、急速を要するときは、同項
の規定にかかわらず、逃亡犯罪人
に対し拘禁の停止が取り消された
旨を告げて、これを拘禁すべき監
獄に引致することができる。但
し、その書面は、できる限りすみ
やかに逃亡犯罪人に示さなければ
ならない。

6 東京高等検察厅検事長は、第二
項後段の規定による拘禁の停止の
取消があつた場合において、逃亡
犯罪人が拘禁すべき監獄に送致さ
れたときは、すみやかに、法務大
臣にその旨及び拘束した年月日を
報告しなければならない。

7 左の各号の一に該当するとき
は、停止されている拘禁は、その
効力を失う。

一 逃亡犯罪人に対し、第十一条第
一項第一号又は第二号の決定の
裁判書の謄本が送達されたと
き。

第二項の規定による通知があつたとき。
三 逃亡犯罪人に対し、第十四条
第一項の規定により、法務大臣
から、引き渡すことができず、
又は引き渡すことが相当でない
と認める旨の通知があつたとき。
(仮拘禁に関する通知等)
第二十三条 外務大臣は、引渡し条約
に基き、締約国から逃亡犯罪人が
犯した引渡し犯罪についてその者を
逮捕すべき旨の令状が発せられた
ことの通知があり、且つ、当該締
約国の外交官が締約国において引
渡し条約に従つて逃亡犯罪人の引渡
の請求をすべき旨を保証したとき
は、その通知及び保証があつたこ
とを證明する書面を作成し、これ
を法務大臣に送付しなければなら
ない。
2 前項の書面には、関係書類があ
るときは、これを添附しなければ
ならない。
(仮拘禁に関する措置)
第二十四条 法務大臣は、前条第一
項の規定による書面の送付を受け
た場合において、逃亡犯罪人を仮
に拘禁することを相当と認めるとき
は、東京高等検察官検事長に対
し、逃亡犯罪人を仮に拘禁すべき
旨を命じなければならぬ。
第二十五条 東京高等検察官検事長
は、前条の規定による法務大臣の
命令を受けたときは、東京高等裁
判所の裁判官があらかじめ発する
仮拘禁許可状により、逃亡犯罪人
を拘禁させなければならない。

いか等の諸点について質疑がなされました。討論におきましては、赤松委員より、本法案に賛成だが、受験料については貧困者に対する考慮が払われることを希望する旨の発言がありました。

かくて討論を終り、採決いたしました。たところ、本法案は全会一致可決すべきものと決定いたした次第であります。

次に、少年法及び少年院法の一部を改正する法律案につき報告いたします。

第一に、少年法の改正の要点を御説明いたします。

家庭裁判所におきましては、保護少年の審判について必要があるときには、その資質を鑑別させるために、少年鑑別所にこれを送致することができます。この少年鑑別所の施設が不足であるために、少年院法によって、暫定的措置として、少年院又は拘置監の特に区別した場所を代用少年鑑別所として使用することができるなどいたし、これを補つて來たのであります。この暫定的措置の期限が来る七月三十一日となつておるのであります。それ以後はこの代用少年鑑別所は廃止されるととなるわけであります。一方、予算関係その他の事情により、新しい少年鑑別所の設置もはからずなく現在のところ少年保護事件を取扱う家庭裁判所支部の所在地には殆んど少年鑑別所が設けられておらないのが実情でああります。従つて、これらの家庭裁判所支部において保護少年を少年鑑別所に送致する決定をした場合におきまして、少年鑑別所の所在地が離れているために、直

いか等の諸点について質疑がなされましたが、討論においておきまつこには、赤松委員長より、本法案に賛成だが、受験料については貧困者に対する考慮が払われるべきものと決定いたした次第であります。

第一に、少年法の改正の要点を御説

ちにいるから、ますます裁判少年に七時をとります。時に益の間とるも第説明改設に少年にこのありの措部を容すであれ又來であれ運營それ少く分けがわる年院説がするもの述のりま、いの施すべ

月一日代用少く、改正の少年院に徴したが、この施設は、立派な施設で、男女別して、個別に算する事ができます。この間は、拘置仮釈の少年院ができます。

法の改正に伴う鑑別所の特徴と問題点について、少くとも少しだけお話しする。このことについては、少くとも少しだけお話しする。

「本及ばず運用も度ある。完全きでれなかは、もの次告い

審議等の支部は、その地から離れて本部に於けるものである。「ある」「ない」などに迷ったときに逃げ込めるのが運営上、特に重要なものである。よつて、少子化問題に対する意見を述べるより前に、各会員の立場を明確にする必要がある。

の結果、審議が行われるが、これは法の規定によるものである。そこで、このことについて述べる。

き、日、渡、七旨、約に求まつたのであるが、これがわたくしの心の内である。そこで、この問題を解くには、まず、この問題の本質を明確にしなくてはならぬ。

國は、本件の交渉を終了するに付けて、その結果を公表する。本件の交渉は、日本政府が主導して行われたものである。日本政府は、この結果を公表するに付けて、その結果を公表する。本件の交渉は、日本政府が主導して行われたものである。

法廷に進行する、「犯罪」といふべき、犯人を拘束せしめることである。これが行政上での「犯人」である。この「犯人」が國のものであつて、國が其の處罰を科すのである。國が執行するものが「犯人」である。國が執行するものが「犯人」である。

て裁、又指そ是たがな、もくてし嵩す当務のつ約 でめ場亡れに罪 しの判が由るを

えられ、殊に只今申上げました第一の点は衆議院の修正において新らしく加えられたのであります。

本委員会におきましては熱心な質疑が行われたのであります。主なるものにつきまして申上げますと、

第一は「運輸大臣が旅客に対する損害賠償のために定期航路事業者に対し保険契約の締結を命ずるのは如何なる場合か」との質疑であります。衆議院における修正案の提案者である關谷勝利君及び政府委員の答弁を総合いたしますと、「この命令規定は伝家の宝刀として、できるだけ行政指導で目的を達したい。近距離の航路や從来の経験上安全な航路については命令ではない。又、五トン未満の小型船に対して命令する場合は、從来の事故統計等より判断して危険の発生が予想される場合と思う」とのことでありました。又これに関連いたしまして一委員は、「事故は予想しないときに起る。又、船舶に運航上の安全性があつても、例えは乗客過剰の場合は、よく事故は起るものなのである。従つて、運輸大臣が必要と認めるときに保険契約の締結を命ずるといつても、必要と認めること基準は極めて困難であり、かかる規定の仕方は妥当でない。一方、五トン未満の小型船にまで法の適用範囲を拡張したのであるから、むしろ全国の定期船をアルして保険にかけ、以て保険料の低減化を図り、定期船業者及び旅客の負担を軽くすべきではないか」

と質しましたが、これに対し提案者は、「理想としてはその通りであり、ことと思われるが、政府は、現在の予算につきまして申上げますと、可及的その方向に持つて行くよう政府の行政指導に期待したい。又、保険料は運賃の概ね二・五%なので、特に業者を經濟的に圧迫することは思われない。むしろ保険にかけることによつて、事故発生の場合においても事業を潰すことなく損害を賠償することが可能となるとともに、旅客の利益を保護することになる」と答弁いたしました。

第二は、「定期船会社の経理内容は、減額償却をしてなお利益あるものは先ずないのが実情である。従つて、将来生ずるかも知れない賠償責任のため保険をかけることは業者としては苦しい。よつて定期船の旅客運賃認可の際は保険料を運賃コストとして認めるべきであると思つが如何」との質疑でありまして、政府委員は、「運賃改訂の際は保険料を原価構成要素として織り込みたい」と答弁いたしました。

第三は、「五トン未満の小型船のみによる旅客定期航路事業についても海上運送法が適用され、航路ごとに免許を要することとなるが、免許方針如何」との質疑に対し、政府委員は「現在の事業者が申請して来た場合は、使用するが、現に事業を営んでいる小規模事業者を保護するため、次の決議を行ふことを願います。」と答弁いたしました。その他の詳細は速記録について御承知を願います。

討論に入りましたところ、一委員よしり、「旅客の利益の保護及び船舶の航行の安全の確保という面で本末に替わるべきである」との意見を述べられました。

第三は、「五トン未満の小型船のみによる旅客定期航路事業についても海上運送法が適用され、航路ごとに免許を要することとなるが、免許方針如何」との質疑に対し、政府委員は「現在の事業者が申請して来た場合は、使用するが、現に事業を営んでいる小規模事業者を保護するため、次の決議を行ふことを願う」との趣旨の賛成意見が述べられました。次にその決議案を申上げますと、

政府は、この法律の施行に伴い、小型船舶による旅客定期航路事業が輸出信用保険法の一部を改正する法律案

採決に入りましたところ、本法案は衆議院送付の原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。統いて附帯決議案につきまして採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て可決されました。

以上御報告を申上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

題名を次のよう改める。

〔輸出信用保険法〕

〔輸出信用保険法〕に、
〔甲種保険〕を「普通輸出保険」に、
〔乙種保険〕を「輸出代金保険」に、
〔丙種保険〕を「輸出金額保険」に、

又、一委員より「本法案には賛成するが、若干の疑義乃至不十分な点があるが、若干の疑義乃至不十分な点がある。即ちその一は、商法に規定する船所有者の免責委付の制度と本法案に規定する責任保険との関係に疑義のあることであり、その二は、保険を命令する場合、保険金額については命令しないといふ不徹底さであり、その三は、単独で任意に保険契約を結べば高い保険料を払うことになるので、結果は現在実施されている定期船協会と特定の数箇の保険会社との団体保険に加入せざるを得ないこととなり、この点からして定期船協会への加入が事実上強制されるようになる。従つて、政府は、強制保険の命令を出す場合は、これら的事情を十分検討することが必要であり、又運賃認可の際は運賃原価としての保険料について特段の考慮をするべきである。

こうした意味において、この法案は必ずしも運賃のものとは思わないが漸く追うて改善すべきこと期待する」との意見を述べられました。

○議長(河井彌八君) 輸出信用保険法の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

先づ委員長の報告を求めます。通商産業委員長中川以良君。

○議長(河井彌八君) 日程第十二、輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

先づ委員長の報告を求めます。通商産業委員長中川以良君。

○議長(河井彌八君) 日程第十二、輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。

出保証制度を改善して法文化したものとも言えるのであります。即ち、外國為替銀行が信用状のない手形を買取ることによつて生じまする危険を担保する制度であります。即ち、戦後の我が輸出取引の決済は信用状に基くことを原則としておりますが、最近、貿易取引のルートが正常化し、且つ外國との競争もありまして、市場拡大のため、政府当局では、信用状のない取引でも可して行く方針をとつてゐるのが実情であります。併し、かかる信用状なしの輸出取引が多くなりますると、代金回収に振出された為替手形が不渡りとなり、銀行が損失をこうむる危険を生じます。かくては銀行がかかる手形の買取りを拒む虞れがあり、従つて輸出不能をも招くに至ることがあるのであります。よつて今回外國為替銀行がかかる輸出手形を買取つたことによつて受けける損失を填補するため、この輸出手形保険を創設いたした次第であります。なお、この保険において、銀行に対する填補率はその実損害額の八割となつております。同時に又、手形の不渡りが輸出者の責に帰さない場合は、銀行は政府から填補を受けた限度におきまして振出入に遅延しないこととして、輸出者の保護を図つておるのであります。

結をする保険契約につき、各種保険を通じて保険金額の総額のみを制限して、支払うべき保険金の総額は制限をしないことにしております。

第四点は、政府による填補率をそれ上げたことであります。即ち、普通輸出保険は現行の八割から九割に、輸出代金保険はその最高限度を同じく八割から九割に、又輸出金融保険は七割五分から八割にそれべり引上げることにいたしております。

第五点として、輸出代金保険の填補範囲を拡大して、輸出に伴つて提供される技術の代価についても付保できることになたしております。

最後に第六点といしまして、輸出金融保険及び海外廣告保険の適用地域についての政令による制限を撤廃いたすことになたしております。

以上が本改正法案の要点であります
が、本委員会では、審議に当りまして、
先づ各種保険の運営実績を検討いた
し、利用率を高めるための保険料の低
下や周知徹底方などの問題を取り上げま
して、逐次質疑を重ねて参つたのであ
りますが、

その主なる点を申上げますと、即
ち「諸外国の制度と比べてどうである
か」との間に對しまして、政府当局よ
り、「最も進んだ英國では十七種類の
輸出保険制度を有しているが、主なも
のは今回の我が制度と同様なる四乃至
五種類であり、保険料金は英國が高目
である」との答弁がありました。次に「い
わゆるキャンセルに対するカバーと調
査費用に対するカバーの制度はどれな

いか」との間に對しましては、「市場の実況の把握が困難な事情にある等の理由によりましてまだ実現を見ないが、あらす研究をし、条件などを明らかになつた上で設けることにしたい」との答弁がありました。又「政府の本保険事業に赤字を生じた場合の処理はどうするか」との問に対しましては、「最近は収入が支出より上回つておきり、とにかく長く一日で見れば收支は拮抗する」との答弁がございました。その他詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて討論に入り、次いで採決に入りましたところ、本改正案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会

○本日の会議に付した事件

一、議員請假

一、議員派遣の件

一、特需工場労働者等の地位改善に関する決議案

一、日程第一 労働金庫法案
一、日程第二 農業災害補償法の一部を改正する法律案
一、日程第三 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案
一、日程第四 木船再保險特別会計法案

一、日程第五 漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
一、日程第六 印刷局特別会計法等の一部を改正する法律案
一、日程第七 消防施設強化促進法案

一、日程第八 司法試験法の一部を改正する法律案
一、日程第九 少年法及び少年院法の一部を改正する法律案
一、日程第十 逃亡犯罪人引渡法案
一、日程第十一 海上運送法の一部を改正する法律案
一、日程第十二 輸出信用保険法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

森山	良一君	前田	謙君	森田	義衛君
宮城タマヨ君	久忠君	林	了君	村上	義一君
三浦	辰雄君	野田	俊作君	三木與吉郎君	
廣瀬	早川	豊田	雅琴君		
西田	隆男君	田村	文吉君		
土田国太郎君	慎一君	横川	信夫君		
館	哲二君	竹下	豐次君		
高瀬莊太郎君	伊能	高木	正夫君		
杉山	昌作君	新谷寅三郎君			
島村	軍次君	西川弥平治君			
木村	守江君	井上	清一君		
伊能	芳雄君	吉田	萬次君		
高野	一夫君	佐藤清一郎君			
石井	桂君	森田	曹壽君		
川口爲之助君	利雄君	宮本	邦彥君		
酒井	利雄君	田中	啓一君		
劍木	李弘君	松本	昇君		
谷口彌三郎君	長谷山行毅君	植竹	泰彦君		
石原幹市郎君	滝井治三郎君	松岡	平市君		
岡田	信次君	富田	重文君		
大谷	善潤君	田中	政二君		
左藤	西郷吉之助君	松本	昇君		
中川	義詮君	一松	泰平君		
大屋	以良君	中山	吉野		
青木	晋三君	津島	壽一君		
小瀧	一男君	大野木秀次郎君			
榎原	彬君	古池	信三君		
宮澤	亨君	大谷	善雄君		
西岡	喜一君	フク君			
鹿島守の助君	ハル君	庸德君			
木内	四郎君				

藤野	繁雄君	藤村	繁雄君
石村	幸作君	永岡	光治君
入交	太藏君	仁田	竹一君
永岡	正吉君	山本	松平
上原	米治君	堀	勇雄君
山本	池田宇右衛門君	平井	加藤武徳君
德川	賴貞君	太郎君	高橋進太郎君
大和	末治君	太郎君	西川甚五郎君
大和	與一君	英三君	藤田
泉山	三六君	英三君	川村
石坂	豊一君	白波瀬米吉君	白波瀬米吉君
栗山	良夫君	島津	藤田
阿真根	登君	湯山	松助君
小松	正雄君	黒川	勇君
岡	三郎君	草葉	忠彦君
田中	一君	河合	隆圓君
清澤	俊英君	永井	武雄君
小林	亦治君	純一郎君	井上
小笠原	養男君	義一君	知治君
江田	三郎君	河合	隆圓君
久保	等君	森下	武雄君
松澤	兼人君	佐多	井上
矢嶋	三義君	成瀬	長造君
芳夫君	勝藏君	鶴治君	長造君
内村	吉雄君	鶴治君	永井
中村	千葉	政一君	純一郎君
若木	勝藏君	忠隆君	義一君
荒木	正三郎君	孝平君	得治君
野溝	勝君	金光君	勇君
三木	治朗君	田畠	鶴治君
加藤シヅエ君	勝君	佐多	義一君
山下	清次君	佐多	鶴治君
後藤	千葉	成瀬	鶴治君
文夫君	信君	鶴治君	鶴治君
羽生	三七君	鶴治君	鶴治君
松本治	一郎君	鶴治君	鶴治君
松本治	三七君	鶴治君	鶴治君

市川	房枝君	戸叶	武君
房枝君	野本	赤松	常子君
赤松	品吉君	當子君	武藤
當子君	寺本	廣作君	常介君
寺本	三浦	秀次君	義男君
三浦	英子君	八木	英子君
英子君	深川タマエ君	完君	最上
深川タマエ君	相馬	相馬	赤松
相馬	助治君	七平君	當子君
助治君	上條	愛一君	廣作君
上條	棚橋	棚橋	英子君
棚橋	小虎君	小虎君	秀次君
小虎君	松原	一彦君	八木
松原	長谷部ひろ君	長谷部ひろ君	市川
長谷部ひろ君	千田	千田	房枝君
千田	正君	正君	戸叶
正君	堀木	堀木	赤松
堀木	鎌三君	鎌三君	當子君
鎌三君	村尾	村尾	廣作君
村尾	重雄君	重雄君	英子君
重雄君	千田	千田	英子君
千田	正君	正君	秀次君
正君	堀木	堀木	八木
堀木	鎌三君	鎌三君	深川タマエ君
鎌三君	村尾	村尾	英子君
村尾	重雄君	重雄君	堀木
重雄君	千田	千田	堀木
千田	正君	正君	鎌三君
正君	堀木	堀木	村尾
堀木	鎌三君	鎌三君	重雄君
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君	正君	堀木
正君	堀木	堀木	鎌三君
堀木	鎌三君	鎌三君	村尾
鎌三君	村尾	村尾	重雄君
村尾	重雄君	重雄君	千田
重雄君	千田	千田	正君
千田	正君</td		

昭和二十八年七月十七日 參議院會議錄第一二三号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

官報
一部
十五四

(圖說科共)
發行所

東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九五五
一九〇一
九〇〇一
郵局

11011